

平成28年1月22日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 酒井 さとえ 様

大阪府

知事 松井 一郎



当府が、貴組合が平成24年1月27日付け及び同年3月15日付けで申し入れた団体交渉のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職の大阪府の公立学校非常勤講師である申立人の組合員の雇止め反対及び雇用継続に関する団体交渉に応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。